

官 報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
(新型コロナウイルス感染症対策本部)
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示 (同)

官 庁 報 告

官 庁 事 項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和二年四月七日)の全部を次のとおり変更する。

令和二年四月十六日

新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍 晋三

(一) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和二年四月七日(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県)については、同月十六日)から五月六日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 全都道府県の区域とする。

(三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十八条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の一部を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和二年四月十六日

新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和二年三月二十八日(令和二年四月十六日変更)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで本閣での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和二年三月二十六日、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)附則第一条の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第十五条第一項に基づき政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 16 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせる実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても5ページ以降で述べる理由により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出

の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、

4月14日までに、合計46都道府県において合計7,964人の感染者、119人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年4月15日現在、4月13日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接待を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と

大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が 500 人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告された累積感染者数が令和 2 年 4 月 6 日時点で、それぞれ 400 人以上（東京都 1,123 人、大阪府 429 人）、過去 1 週間の倍化時間も 7 日未満（東京都 5.0 日、大阪府 6.6 日）となり、感染者数のさらなる急増の危険性があった。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が 100 人を超え、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えた。福岡県については、累積報告数が 100 人以上となり、倍化時間が約 3 日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が 7 割を占めている状況にあった。その後、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では、4 月 14 日までの累積報告数が 100 人以上となっており、かつ、茨城県、石川県及び岐阜県については直近 1 週間の倍化時間は 10 日未満、北海道、愛知県及び京都府については過去にあった流行の影響を除いた直近 1 週間の倍化時間が 10 日未満となっている。また、これらの道府県では感染経路の不明な症例の割合も、直近 1 週間ではほぼ半数となっている。このように、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この 13 都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以後、多くの国民に行動変容の御協力をいただいてい

るが、人流データ等を見ると、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の御協力をお願いする必要がある。具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられる。国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとする。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ラ

イブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡

者の割合は、60 歳以上の者では 6 %であったのに対して、30 歳未満の者では 0.2%であったとされている。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づき、令和 2 年 3 月 31 日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は 9.0 日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（１）情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

(3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、特定都道府県において、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- ② 特定都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特定都道府県が、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧の説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、①の法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛要請を行うにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第 20 条の規定による総合調整を行う。
- ⑪ 特定都道府県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関する B C P の策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。ま

た、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑭ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 大都市圏の特定都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の特定都道府県であっても、全国かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑯ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。
- ⑰ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑱ 厚生労働省及び特定都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域

への派遣を行う。

- ⑲ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく特定都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS 等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑳ 文部科学省は、4 月 1 日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ㉑ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ㉒ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ㉓ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・

健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。
なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ②④ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ②⑤ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。
- ②⑥ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県にあっては、感染者が少ない都道府県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がその実施について、判断を行うものとする。

(4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対す

る医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
 - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 特定都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医

療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風

評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を

行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を

予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、特に期間終期（5月6日）までの間に適切に評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

知事コメント

令和 2 年 4 月 16 日

【基本的認識】

- 4 月 13 日に広島県として感染拡大警戒宣言を出した。
その後、広島市においてクラスターが発生し、
本日で 118 名の感染者が確認されている。
本県は非常に厳しい状況にあると認識している。
- 本日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大した。
全国的に感染者の拡大が止まらない状況にあって、
今回の国の対応を支持する。
強力な措置によって、感染拡大を全国的に止める必要があると考えている。
- 広島県としても、緊急事態宣言地域としての対応を
早急に行う必要があると考えている。
- まず、県民の皆様の命と健康を守ることが最優先。
- そのためには、先般お願いした外出自粛の徹底、さらなる通勤の減
など、人との接触を減らすため、様々な厳しい対応をお願いしなければ
ならない。
- 一方で、収入が減る、売り上げが減るなどにより、非常に大きな経
済的な影響を受けている皆様もいる。そうした皆様にも、国とも連携
しながら、できるだけ支援を行って、暮らしや事業が維持できるよう
にしたい。
- 具体的には、広島県としては、
 - ・感染症拡大防止対策
 - ・医療提供体制の確保
 - ・雇用の維持と継続される事業の 3 密回避
 - ・安全安心な県民生活などを柱とした、補正予算を組んで対応していきたいと考えている。
- また、事業者の皆様に対しては、休業の要請を検討する必要がある
と考えており、その対象・条件などについて、専門家のご意見を踏ま
えて決定したいと考えている。

○ 広島県としては、東京都などの極めて厳しい感染状況にある地域に準じて人との接触を 8 割減少させることを目指したい。

○ このため、改めて、県民の皆様と事業者の皆様をお願いをしたい。

【県民の皆様へのお願い】

○ 県民の皆様には 5 つのお願いを徹底していただきたい。

・ 平日も週末も外出を自粛してください。

・ やむを得ず外出する場合は、他者との距離を可能な限り 2 メートル空けてください。

・ 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店の利用を自粛してください。

・ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らしてください。

国からの要請にもあるように、都道府県をまたいだ移動は、厳に止めてください。

・ 感染者・医療関係者やそのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。

【事業者の皆様へのお願い】

○ 1 月下旬と 4 月 7 日及び 14 日を比較した結果、平日の主要な駅前などの昼間の流入人口の減少率が極めて低い率に止まっています。

○ 事業者の皆様には、さらなるテレワークの徹底にご協力をお願いします。

○ 県としても、テレワークなどの在宅勤務について、感染防止効果が上がるような目標を設定して、要請をしたいと考えています。

○ 出勤された方は、2 m 間をあけるなど、3 つの密を避けてください。

【締め】

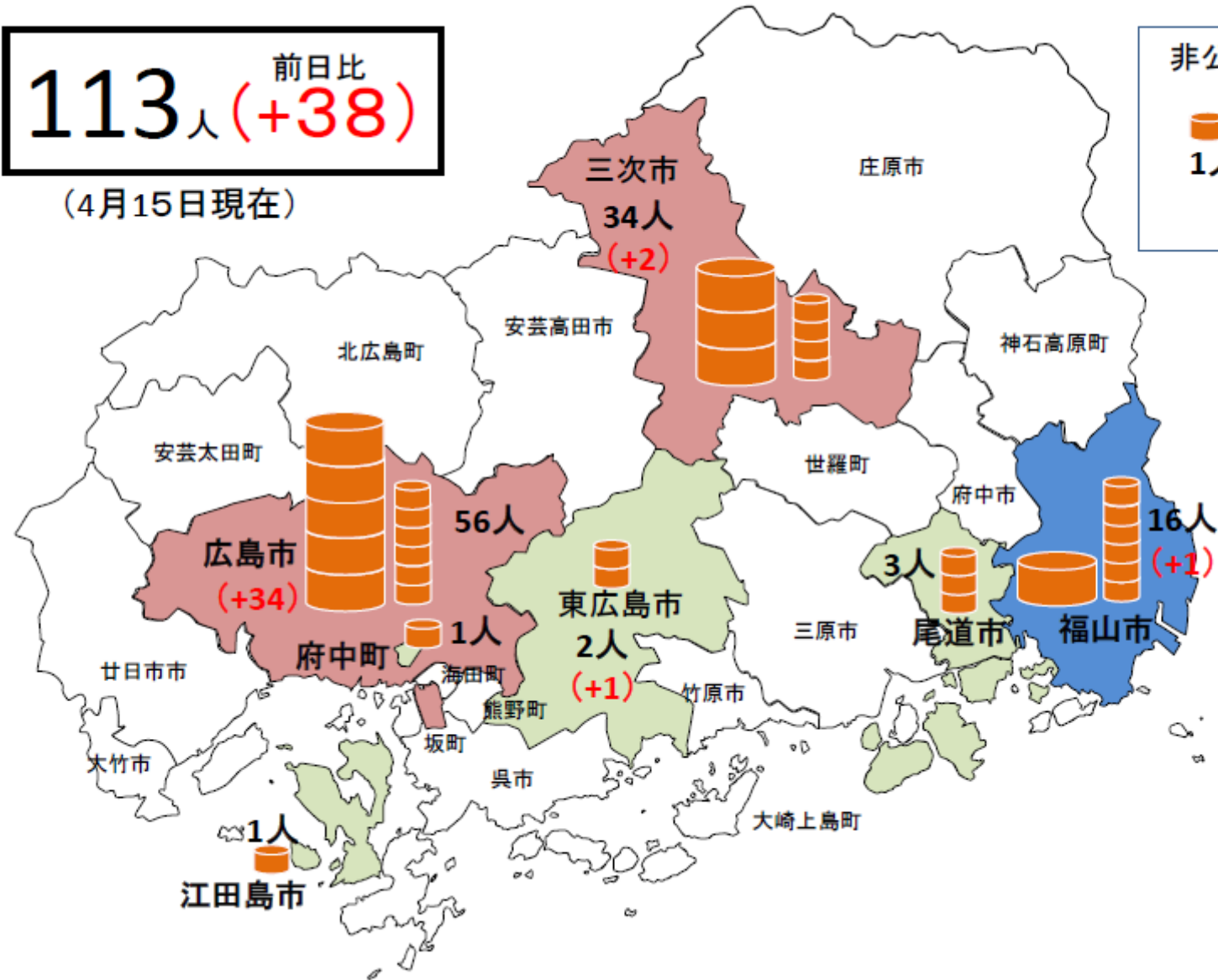
○ 県民の皆様も、このような事態になり、大変不安に感じていらっしゃると思います。県としては、県民の皆様の更なる感染拡大の防止や、医療体制の確保、また困っている皆様への支援などを通じ、何としても、県民の皆様の命と暮らしを守ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県）

前日比
113人 (+38)

(4月15日現在)

非公表
1人



国、県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月 1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月 2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養させる方針
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
※対象地区：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内（広島市）で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月 1日 県内（広島市）で7～10例目の感染を確認
- 4月 2日 県内（福山市）で11例目の感染を確認
- 4月 3日 県内（福山市・府中町）で12・13例目の感染を確認
- 4月 4日 県内（東京都（広島市帰省）・福山市）で14・15例目の感染を確認
- 4月 9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催
- 4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（WEB会議）開催
- 4月10日 知事から週末における外出自粛要請
- 4月12日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催
- 4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（WEB会議）開催
- 4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
- 4月16日 広島県対策本部員会議開催
→ 4月16日現在 県内で118例の感染を確認

新型コロナウイルス感染症対策の現状について

1 感染者の状況（国内 4/16 12:00 時点, 県内 4/17 8:00時点）

国内感染者	8,582例（うち無症状病原体保有者608例, 症状有無確認中2,620例）※死亡者136名
県内感染者 （118 例）	○広島市(56) 3/6・25・28・4/1・6・7・10・11・14・15 ○尾道市(2) 3/20・21 ○福山市(17) 4/2・3・4・8・10・11・12・13・14・15・16 ○府中町(1) 4/3 ○東京都(広島市帰省)(1) 4/4 ○江田島市(1) 4/6 ○東広島市(2) 4/8, 4/15 ○三次市(35) 4/8・9・10・11・13・14・15・16 ○廿日市市(2) 4/16 ○非公表(1)

※国内感染者には、クルーズ船事例は含んでいません。

2 県内相談窓口の相談状況（4/15 現在）

相談日	相談件数	相談内容					
		症状等の健康相談	医療体制等	予防・治療等	渡 航	流行地域からの帰国者からの相談	その他
1/29～4/5	23,583	14,890	1,857	1,391	184	49	5,212
呉市分	1,050	730	55	86	9	1	169
4/6～4/12	7,844	5,630	230	280	6	7	1,691
呉市分	330	289	3	14	0	0	24
4月13日(月)	1,872	1,388	61	38	3	4	378
呉市分	81	77	1	0	0	0	3
4月14日(火)	1,550	1,096	31	48	0	4	371
呉市分	58	54	0	1	0	0	3
4月15日(水)	0						
呉市分	68	63	0	4	0	0	1
4月16日(木)	0						
呉市分	0						
合 計	34,849	23,004	2,179	1,757	193	64	7,652
呉市分	1,587	1,213	59	105	9	1	200

3 PCR検査の実施状況（4/14 現在）

検査実施日	検査件数（ ）内は陽性件数				
	保健所設置市分			県保健所管内分	合 計
	広島市	呉 市	福山市		
1/29～4/5	626 (9)	59 (0)	191 (3)	477 (3)	1,353 (15)
4月6日(月)	46 (3)	4 (0)	3 (0)	23 (1)	76 (4)
4月7日(火)	40 (1)	5 (0)	15 (0)	42 (0)	102 (1)
4月8日(水)	52 (0)	4 (0)	22 (2)	30 (2)	108 (4)
4月9日(木)	40 (1)	7 (0)	12 (0)	57 (1)	116 (2)
4月10日(金)	53 (1)	5 (0)	20 (3)	69 (1)	147 (5)
4月11日(土)	40 (0)	5 (0)	20 (2)	96 (23)	161 (25)
4月12日(日)	8 (0)	2 (0)	14 (3)	90 (5)	114 (8)
4月13日(月)	58 (7)	0 (0)	11 (1)	88 (0)	157 (8)
4月14日(火)	173 (34)	4 (0)	30 (1)	103 (2)	310 (37)
合 計	1136 (56)	95 (0)	338 (15)	1075 (38)	2,644 (109)

4 臨時休館の状況（4/14 現在）

大和ミュージアムほか 108施設

※子育て支援に関係する施設について限定的な利用方法で一部再開

1 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数(生活支援課自立支援室)

(件数)

区分	相談日	3/16 ~ 4/10	4/13 (月)	4/14 (火)	4/15 (水)	4/16 (木)	4/17 (金)	週間計	累計
	相談件数	156	26	23	17	20		86	242

- ・収入減などの生活相談
- ・2の生活福祉資金貸付金に関する相談(市社協受)を含む。

2 生活福祉資金貸付金の申請件数(呉市社会福祉協議会)

(件数)

区分	申請日	3/25 ~ 4/10	4/13 (月)	4/14 (火)	4/15 (水)	4/16 (木)	4/17 (金)	週間計	累計
緊急小口 資金	10万円	12	1	1	1	0		3	15
	20万円	33	10	4	5	1		20	53
総合支援資金		0	0	0	0	0		0	0
計		45	11	5	6	1		23	68

- ・緊急小口資金:主に休業された方
- ・総合支援資金:主に失業された方

3 住居確保給付金の相談・申請件数(生活支援課自立支援室)

(件数)

区分	日	3/16 ~ 4/10	4/13 (月)	4/14 (火)	4/15 (水)	4/16 (木)	4/17 (金)	週間計	累計
	相談件数	4	0	9	1	3		13	17
	申請件数	0	0	0	0	0		0	0

新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

国は様々な生活・経済支援策を打ち出しています。
 経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>) をご覧ください。
 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

【呉市の相談窓口一覧】

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
個人	相談	仕事や住まい等について	生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①就労支援 離職、失業した方に対して再就職の支援を行います。 ②住居確保給付金 離職や休業により収入が減り、家賃が払えずに住居を失うおそれのある方に対して、家賃を有期で給付し、再就職活動を支援します。(休業中の方については、4月20日からの制度適用となります。)
		国民健康保険料の納付に関する相談	保険年金課 (0823) 25-3153	8:30～ 17:15 (平日)	
		後期高齢者医療保険料の納付に関する相談	保険年金課 (0823) 25-3153	8:30～ 17:15 (平日)	
		介護保険料の納付に関する相談	介護保険課 (0823) 25-3176	8:30～ 17:15 (平日)	
	融資・貸付	生活福祉資金の貸付 休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。	社会福祉協議会 (0823) 25-0266 生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①総合支援資金(主に失業された方) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。(貸付上限(二人以上世帯)月20万円以内(単身)月15万円以内 貸付期間 原則3月以内 貸付利子:無利子) ②緊急小口資金(主に休業された方) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、1世帯につき10万円(※学校等の休業等の特例 20万円以内)を無利子で貸付します。 【受付場所】 福祉会館1階 社会福祉協議会内

区分		支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
個人・事業者	相談	市税の納付に関する相談	市税の納付が困難な場合、納付に関する相談に応じます。	収納課 (0823) 25-3201	8:30～ 17:15 (平日)	
		上下水道料金の支払い猶予・分割納付	上下水道料金の支払いが困難な場合、支払い猶予や分割納付等の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービス センター (0823) 26-1622	8:30～ 17:15 (平日)	
事業者	相談	呉市発注の工事及び業務の一時中止等に関する相談	工事従事者または業務従事者に感染が確認された場合や、感染拡大防止のため、工事または業務の一時中止や工期延長の意向がある場合の対応についての相談窓口です。	技術監理室 (0823) 25-3412	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉市発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについて」をご覧ください。
	証明書発行	小規模事業者持続化補助金（一般型、二次公募）申請における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書の発行	中小企業庁では、小規模事業者持続化補助金において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象に加点措置があります。この加点を受けるために必要な書類を呉市で発行します。	商工振興課 (0823) 25-3310	8:30～ 17:15 (平日)	呉市の事業者であり、かつ今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、2020年2月から第2回締切日（令和2年6月5日）までの任意の1か月間の売上が前年同月に比して10%以上減少していることが証明書発行の条件となる。 持続化補助金の申請先は、呉商工会議所もしくは呉広域商工会。
	融資・貸付	中小企業融資制度（景気対策特別資金）	業況悪化している中小企業者等に対し、運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内（据置期間 1 以内） ・利率 1.0%	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
		セーフティネット保証 4 号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近 1 か月間の売上高等が、前年同月比 20%以上減少、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同月比 20%以上減少することが見込まれること。 保証割合：100%
		セーフティネット保証 5 号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近 3 か月間の売上高等が、前年同月比 5%以上減少していること。 時限的な運用緩和として、2 月以降直近 3 か月間の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等見込を含む 3 か月間の売上高等の減少でも可。 保証割合：80%
		危機関連保証認定	東日本大震災やリーマンショック時と同程度の危機時に、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近 1 か月間の売上高等が、前年同月比 15%以上減少、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同月比 15%以上減少することが見込まれること。 保証割合：100%

【呉市以外の問合せ窓口一覧】

区分		問合せの内容	問合せ窓口	連絡先	受付・開設時間	備考
事業者	相談	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした国の支援策の内容や資金繰りに関すること	経済産業省 中国経済産業局 中小企業課	【中小企業金融・給付金相談窓口】 03-3501-1544 【中国経済産業局 事業者相談窓口】 082-224-5661	中小企業金融・給付金相談窓口】平日・休日ともに、 9:00～17:00 【中国経済産業局 事業者相談窓口】 平日 8:30～17:00、 休日 9:00～17:00	
	融資・貸付	新型コロナウイルス感染症により機能停止となった社会福祉施設等に対する融資について	独立行政法人福祉医療機構	[融資相談] 大阪支店 福祉審査課 融資相談係 06-6252-0216 大阪支店 医療審査課 融資相談係 06-6252-0219 [返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 03-3438-9939	9:00～17:00 (平日)	
		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等に対する融資 (実質的に無利子・無担保)	日本政策金融公庫	[貸付相談] 呉支店 0823-24-2600	9:00～17:00 (平日)	

☆その他の国の支援制度等は各省庁のホームページをご確認ください。

総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html)

※各省庁の新型コロナウイルス関連ページがあります。

市役所窓口へのビニールシート設置について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、市役所1～8階及び各市民センターの窓口に、ビニールシート製の間仕切りを設置します。

感染拡大防止策として、2mの間隔を空けることとされていますが、来庁者と対面で対応する機会の多い窓口では、その実施が困難であることから、飛沫感染防止のために間仕切りを設置するものです。

【設置イメージ（広市民センター・広図書館）】



新型コロナウイルス感染症に関する対応策

令和 2 年 3 月 2 4 日

呉市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部

I. 対応方針

新型コロナウイルス感染症については、国が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾（令和 2 年 3 月 10 日 新型コロナウイルス感染症対策本部）として 4,308 億円の財政措置を行ったことを踏まえ、本市においても、既存予算を流用し、感染拡大防止のために必要な対応策として 77 百万円を確保した。

今後とも、国及び県の動向を十分に注視し、必要な対策は機を逃さず責任を持って対応していく。

（注 1）国においては、財政措置とあわせて、資金繰り対策等として 1.6 兆円規模の金融措置を講じている。

（注 2）本市においては、既存予算の流用により対応するため、補正予算の編成を要しない。

（注 3）県の新型コロナウイルス感染症緊急対応予算（令和 2 年 3 月 17 日成立、補正予算額 19 億円）は、県において、直接、執行するものであり、本市の予算対応はない。

II. 対応策

事業費（1 及び 2 の合計）：77,270 千円

1. 感染拡大防止策と医療提供・相談体制の整備（事業費：54,553 千円）

- (1) 公立保育所（13 か所）、公設放課後児童会（34 か所）、子育て世代包括支援センター（えがお）等におけるマスク・消毒液・空気清浄機などの購入。（事業費：18,231 千円）
- (2) 障害者施設等（9 か所）、私立保育所・認定こども園等（63 か所）、病児・病後児保育施設（2 か所）、地域子育て支援拠点（くれくれ・ば、ひろひろ・ば）、民間放課後児童会（4 か所）での感染拡大防止（マスク・消毒液・空気清浄機など）に必要な費用を助成。（事業費：34,119 千円）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する休日・夜間窓口（コールセンター）の設置や、必要な PCR 検査（行政検査）を確実に受けることができるよう医療提供・相談体制を整備。（事業費：2,203 千円）

2. 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応（事業費：22,717 千円）

- (1) 放課後児童会について、午前中（8時など）から開所し、共働き家庭など留守家庭の負担軽減や子どもたちの安全を確保。
（事業費：20,017 千円）
- (2) 小中学校の臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、学校給食協会等に対し3月分の材料費用について助成。（事業費：2,700 千円）

3. 個人向け・事業者向けに関する相談体制の確保

新型コロナウイルス感染症に関する市民や事業者の不安や疑問に対するきめ細かな相談体制の確保を図る。

具体的には、

(1)個人向け（生活支援）

- ・ 仕事や住まい等について
- ・ 休業や失業等による生活資金などの緊急小口融資等の特例貸付（生活福祉資金貸付（広島県））に関する内容・手続きについて 等

(2)事業者向け（事業活動支援）

- ・ 一時的に業況悪化を来している中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）などの内容・手続きについて
- ・ 市発注工事及び業務の一時中止等について 等

（参照：新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧）

Ⅲ. 対応策の規模・財源内訳

（単位：千円）

区 分	事業費	財源内訳		
		国庫補助金	その他	一般財源
1. 感染拡大防止策と医療提供・相談体制の整備	54,553	52,420	—	2,133
2. 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応	22,717	21,985	57	675
合 計	77,270	74,405	57	2,808

各 所 属 長 様

総 務 部 長
(人 事 課)**職員における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（通知）**

都市部を中心に新型コロナウイルスの感染者数が急増しており、感染経路が把握できない感染者数も増加しています。これを受け、国は、4月7日に、東京都を始めとする7都府県を対象地域に指定し、緊急事態宣言を発令したところです。

こうした状況を踏まえ、本市職員における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、次のとおりといたします。新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの通知の再確認を含めて、職員への周知をお願いします。

なお、この取り扱いについては、当面の間としますが、感染状況や国等の動向を踏まえて、随時見直しを行う予定です。

1 日常的な健康管理

- ・出勤前には体温測定を行うなど自身の体調管理に努め、喉の痛み、倦怠感、発熱など体の不調を感じたときには、感染症拡大防止のため出勤を控えること。

2 公務出張等の再検討

- ・不急の出張、研修、会議等への参加の必要性について再検討し、真に必要なもののみ参加すること。また、参加する場合であっても、マスクの着用など、適切な感染防止対策を講じた上で参加すること。

3 緊急事態宣言の対象地域等への訪問

- ・公務または私用に関わらず、緊急事態宣言の対象区域や、感染者が多数発生している地域（以下「対象地域等」という。）への訪問は控えること。
- ・緊急かつやむを得ない事情で、対象地域等を訪問する場合は、事前に所属長に相談・報告すること。なお、報告を受けた所属長は、その旨を人事課に報告すること。
- ・対象地域等から帰県後14日間は、公共交通機関の利用や人との接触を避け、体温測定等の自己健康管理に努めるとともに、業務従事に当たっては、マスクを着用し、手指の衛生管理を徹底すること。

なお、体調に少しでも異変（喉の痛み、倦怠感、発熱等）を感じた場合は、直ちに仕事を休み自宅待機とすること。

4 懇親会等の自粛

- ・感染症拡大防止の観点から、懇親会など、密閉された空間で飲食する集会の開催、参加は控えること。

【参考資料】

- ・緊急事態宣言を受けて（市長メッセージ）
- ・本県の現状を踏まえた 広島県知事 緊急メッセージ

【これまでの通知】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応について（R2. 2. 28 通知）
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴う勤務時間の割り振り変更について（R2. 3. 2 通知）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止における職員の特別休暇の取扱いについて（R2. 3. 9 通知）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお困りの皆さまへ

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい家計が苦しいなど、生活のことで不安を感じておられませんか？

呉市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

おひとりで抱え込まずに、まずはお話をお聞かせ下さい。



お問合せ先

呉市中央4丁目1-6 呉市役所2階

呉市生活支援課 自立支援室内【福祉の窓口】

電話：0823-25-3571 E-mail：jiritsu-sodan@kureshakyō.jp

受付時間：月～金曜日（祝休日・年末年始のぞく） 8:30～17:15

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない...

住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。



主な給付要件チェックリスト

項 目	チェック欄																
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	☐																
収入が、下記の「収入基準額（月額）＋家賃実額（上限あり）」以下で、かつ、預貯金等の資産が一定額以内ですか？ ※4人世帯以上の収入基準額等は直接窓口までお問い合わせください。	☐																
<table><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>84,000円</td><td>130,000円</td><td>172,000円</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>35,000円</td><td>42,000円</td><td>46,000円</td></tr><tr><td>預貯金等の資産</td><td>504,000円</td><td>780,000円</td><td>1,000,000円</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	84,000円	130,000円	172,000円	支給家賃額（上限額）	35,000円	42,000円	46,000円	預貯金等の資産	504,000円	780,000円	1,000,000円	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯														
収入基準額（月額）	84,000円	130,000円	172,000円														
支給家賃額（上限額）	35,000円	42,000円	46,000円														
預貯金等の資産	504,000円	780,000円	1,000,000円														
申請時に、主として世帯の生計を維持していますか？	☐																
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	☐																

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の
呉市生活支援課 自立支援室内「福祉の窓口」に相談してください。

生活と仕事の総合相談窓口

呉市

ふくし の まどぐち

福祉の窓口

相談
無料

仕事や暮らしのことなどで経済的に困りの方に対して、専門の相談支援員が相談をお伺いし、一人ひとりの状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行うための窓口です。

例えばこんなことで困っていませんか？



長い間仕事を
していないので
不安である



生活に困っている
が頼る人がいない



失業してしまい
家賃の支払に
困っている



仕事を見つける
ことができず
困っている

家族がひきこもりの
状態で心配…

子どもに
勉強する習慣を
身につけさせたい

相談支援の流れ

- ① どんなことで困っているかお話を伺い、問題や悩みを確認し、一緒に整理します。
- ② 自立に向けた、支援プランを一緒に作成します。
- ③ プランに沿った支援を行います。
- ④ 自立に向け、継続的に支援を行います。



問題解決し自立へ

ご相談・お問い合わせは

TEL : 0823-25-3571

E-mail : jiritsu-sodan@kureshakyo.jp

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所2階

呉市生活支援課自立支援室内【福祉の窓口】

開所時間

8時30分～17時15分

月曜日～金曜日

(土日、祝休日及び年末年始を除く)

この事業は、社会福祉法人 呉市社会福祉協議会が呉市から委託を受けています。